

## 男女共同参画に関する国内外の動き ~国際婦人年以降の動き~

年	世界・国連	国	埼玉県	入間市
昭和 50 年 (1975 年)	<ul><li>○国際婦人年</li><li>○国際婦人年世界会議</li><li>(メキシコシティ)で</li><li>「世界行動計画」採択</li></ul>	<ul><li>○婦人問題企画推進本 部発足</li><li>○総理府に婦人問題担 当室設置</li></ul>		
昭和 51 年 (1976 年)	○1976 年から 1985 年ま での 10 年間を「国連 婦人の十年」とする	○民法一部改正(離婚後 の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会 議(労働省)	<ul><li>○生活福祉部婦人児童 課に婦人問題担当副 参事設置</li></ul>	
昭和 52 年 (1977 年)		<ul><li>○「国内行動計画」策定</li><li>○国立婦人教育会館(嵐山町)が開館</li></ul>	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発	
昭和 54 年 (1979 年)	○第 34 回国連総会で女 子差別撤廃条約採択		○県民部に婦人問題企 画室長設置	
昭和 55 年 (1980 年)	○「国連婦人の十年」中 間年世界会議(コペン ハーゲン)開催	○民法一部改正(配偶者 の法定相続分 1/3 から 1/2 に)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
昭和 56 年(1981 年)	○ILO 総会で ILO 第 156 号条約採択 (男女労働 者特に家庭的責任を 有する労働者の機会 均等及び均等待遇に 関する条約)			
昭和 59 年 (1984 年)		○国籍法及び戸籍法一 部改正 (子の国籍を父 系血統主義から父母 両系主義へ) (施行は昭和61年)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	<ul><li>○社会教育課に婦人青 少年係設置</li></ul>
昭和 60 年 (1985 年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)で「ナイロビ将来戦略」採択 ○NGOフォーラム開催	<ul><li>○女子差別撤廃条約批准</li><li>准</li><li>○男女雇用機会均等法成立(施行は昭和61年)</li><li>○労働基準法一部改正(施行は昭和61年)</li></ul>	○「国連婦人の十年」最終年世界会議・NGO フォーラムに埼玉県婦人派遣団参加	
昭和 61 年 (1986 年)			○「男女平等社会確立の ための埼玉県計画」策 定	
昭和 62 年 (1987 年)		○「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計画」 策定	○「婦人対策課」を「婦 人行政課」に名称変更	

平成元年 (1989 年)		○法例の一部を改正す る法律成立(婚姻、親 子関係等についての 男性優先規定の改正 等)		
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略に 関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び 結論」採択(国連・経 済社会理事会) ○ILO 総会で ILO 第 171 号条約採択(夜業に関 する条約)		○「男女平等社会確立の ための埼玉県計画(修 正版)」策定 ○埼玉県県民活動総合 センター(伊奈町)が 開館	
平成3年 (1991年)		<ul><li>○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定</li><li>○育児休業法成立(施行は平成4年)</li></ul>	<ul><li>○「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更</li></ul>	
平成4年 (1992年)		○初の婦人問題担当大 臣設置		○入間市女性問題協議 会設置
平成5年 (1993年)	<ul><li>○国連世界人権会議(ウィーン)で「ウィーン 宣言」採択</li><li>○国連総会で「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択</li></ul>	○パートタイム労働法 成立		○市長から入間市女性 問題協議会へ「女性問 題に関する行動計画 について」諮問
平成6年 (1994年)	<ul><li>○IL0 総会で IL0 第 175 号条約採択 (パートタ イム労働に関する条 約)</li><li>○国際人口・開発会議 (カイロ) 開催</li></ul>	<ul><li>○男女共同参画推進本部発足</li><li>○男女共同参画審議会設置</li><li>○総理府に男女共同参画室設置</li></ul>	○1994 彩の国の女性発 行	○「社会教育課婦人青少 年係」を「社会教育課 女性青少年係」に名称 変更
平成7年 (1995年)	○第4回国連世界女性会 議(北京)で「北京宣 言及び行動綱領」採択 ○社会開発サミット(コ ペンハーゲン)開催	○育児・介護休業法成立 ○IL0 第 156 号条約批准 (家族的責任条約)	○「2001 彩の国男女共同 参画プログラム」策定	○入間市女性問題協議 会から市長へ「女性問題に関する行動計画 について」答申 ○男女共生社会に向け ての市民意識調査実 施
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ○男女共同参画推進連 携会議(えがりてネッ トワーク)発足	<ul><li>○世界女性みらい会議 開催、「埼玉宣言」採 択</li></ul>	

平成9年 (1997年)		○労働基準法一部改正 (女子保護規定の廃 止等) (施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法 一部改正(セクハラに ついての事業主配慮 義務を規定等) (一部を除き、施行は平 成11年) ○介護保険法成立 (施行は平成12年)	<ul><li>○「県民部女性政策課」 から「環境生活部女性 政策課」に組織変更</li><li>○女性関係行政推進会 議を男女共同参画推 進会議に改組</li><li>○埼玉県女性センター (仮称)基本構想策定</li></ul>	<ul> <li>○「共にかがやき いき いきと いるま男女 共生プラン」策定</li> <li>○女性政策の所掌事務 を社会教育部社会教育課から企画部企画 課に移管。企画課に女性政策担当設置</li> <li>○いるま男女共生プラン推進委員設置</li> <li>○入間市女性政策推進スタッフ会議発足</li> </ul>
平成 10 年 (1998 年)			○埼玉県女性センター (仮称) 基本計画策定	○入間市女性団体名簿 登録開始 ○いるま女性団体ニュース創刊 ○入間市女性団体交流 会開催 ○4市女性政策担当合同事業検討会議開始
平成 11 年 (1999 年)	○「女子に対するあらゆ る形態の差別の撤廃 に関する条約選択議 定書」採択	○「男女共同参画社会基本法」公布、施行(*1) ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「育児・介護休業法」 改正	○女性問題協議会が「男 女共同参画推進条例 (仮称)」を答申	○男女共生社会に向け ての入間市職員意識 調査実施
平成 12 年 (2000 年)	○国連特別総会「女性 2000年会議」(*2) 「政治宣言」、「成果文 書」採択	○「男女共同参画基本計 画」閣議決定	○「埼玉県男女共同参画 推進条例」制定、施行 (*3) ○男女共同参画に関す る苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施	○4 市交流会開催 ○女と男の情報紙創刊 ○男女共生社会に向け ての市民意識調査実 施
平成 13 年 (2001 年)		○男女共同参画会議、男 女共同参画局を設置 ○「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護に関する法律」施行 (*4)	○「環境生活部女性政策 課」から「総務部男女 共同 参画課」に組織 変更	
平成 14 年 (2002 年)		<ul><li>○アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li><li>○「育児・介護休業法」改正(仕事と家庭の両立支援策の充実)</li></ul>	○「埼玉県男女共同参画 推進プラン 2010」策定 ○埼玉県男女共同参画 推進センター (With You さいたま) 開設	○「共にかがやき いき いきと いるま男女共 生プラン」 改訂

平成 15 年 (2003 年)		○「少子化社会対策基本 法」公布、施行 ○女子差別撤廃条約実 施状況第4回・5回報 告審議 ○「次世代育成支援対策 推進法」公布、施行 (*5) ○「女性のチャレンジ支 援策の推進について」 (男女共同参画推進 本部決定) ○「母子及び寡婦福祉		<ul><li>○女性による「模擬議会 入間市女性議会」開催</li><li>○「入間市男女共同参画 都市宣言」</li><li>○入間市男女共同参画 都市宣言記念式典開 催</li></ul>
		法」等の改正(母子家庭等の自立保護)		
平成 16 年 (2004 年) 平成 17 年 (2005 年)	<ul><li>()第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)(*8)</li></ul>	庭等の自立促進)  「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(配偶者からの暴力定義の拡大)(*6)  「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」(男女共同参画推進本部決定)  「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	○「女性のチャレンジ支 援事業」開始 (*7) ○「さいたま輝き荻野吟 子賞」創設 ○「埼玉県子育て応援行 動計画」策定	<ul><li>○「入間市男女共同参画 推進センター」開館</li><li>○女性のための悩みご と相談開始</li></ul>
		支援プラン」策定		
平成 18 年 (2006 年)		○「男女雇用機会均等 法」改正(男性に対する差別禁止) ○東アジア男女共同参 画担当大臣会合開催 ○「女性の再チャレンジ 支援プラン」改定 ○「国の審議会等における女性委員の登用の 促進について」(男女 共同参画推進本部決 定)	○「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援 基本計画」策定	○入間市男女共同参画 推進センター ホーム ページ開設 ○市長から入間市女性 問題協議会へ「第2次 いるま男女共生(男女 共同参画)プランの基 本方針について」諮問 ○男女共同参画推進ス タッフ会議発足(女性 政策推進スタッフ会 議から名称変更)

平成 19 年 (2007 年)	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ハ・ランス)憲章」及び「仕事と生活の調和無難のための行動指針」策定(*9)	○「埼玉県男女共同参画 推進プラン 2010」見直 し「埼玉県男女共同参 画推進プラン」に名称 変更	○入間市女性問題協議会から市長へ「第2次いるま男女共生(男女共同参画)プランの基本方針について」答申○[共にかがやきいきいきと第2次いるま男女共同参画プラン」策定
平成 20 年 (2008 年)	<ul><li>○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li><li>○「女性の参画加速プロク゚ラム」(男女共同参画推進本部決定)</li></ul>		○入間市男女共同参画 都市宣言 5 周年記念 事業実施
平成 21 年 (2009 年)	○「育児・介護休業法」 改正 <b>(*10)</b>		○入間市市民活動セン ター・入間市男女共同 参画推進センター開 館 5 周年記念事業実 施、愛称[イルミン]決 定
平成 22 年 (2010 年)	○「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定		○「入間市男女共同参画 推進条例」制定 ○市長から入間市男女 共同参画審議会へ「第 3次いるま男女共同参 画プランの基本方針 について」諮問 ○男女共同参画社会に 向けての市民意識調 査実施
平成 23 年 (2011 年)			○市制施行 45 周年記念 事業「いるま男女共同 参画フェスタ」開催
平成 24 年 (2012 年)			○入間市男女共同参画 審議会から市長へ「第 3次いるま男女共同参 画プランの基本方針 について」答申 ○[女と男 共にかがや き いきいきと 第3 次いるま男女共同参 画プラン」策定

\*1…男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行う上での法的根拠となる法律。男女共同参画社会実現を 21 世紀の 我が国社会を決定づける最重要課題とし、国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について 明らかにしました。

- \*2…ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議: 21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催されました。 北京会議(1995年)で採択された行動綱領の各国実施状況の検証と、今後各国政府のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動と仁シアティブ(成果文書)」として採択されました。
  - ★北京宣言: 1995 年「第4回世界女性会議」で、21 世紀に向けての女性の地位向上の指針となる、12 の重大問題領域を定めています。
- \*3…県民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分踏まえ、県民意識を最大限に発揮した上で、全国に先駆けて制定されました。
- \*4…夫・パートナーからの暴力対策を具体化した法律。「保護命令」が創設され、被害者が暴力により生命身体に危害を受けるおそれがあるときは、裁判所が加害者を引き離すための命令を発することができるようになりました。
- \*5…次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される環境の整備を、国、県、市町村、事業者、地域が一体となって行う「次世代育成支援対策」が進められています。
- \*6…都道府県に基本計画の策定を義務づけたほか、配偶者からの暴力の定義が、精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。
- \*7…この事業は、男女、とりわけ女性が個性と能力を十分に発揮しえない現状を踏まえ、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを支援するものです。 男女共同参画推進センター(With You さいたま)を拠点として、関係機関・団体からなるチャレンジ支援ネット

男女共同参画推進センダー(With Tou さいたま)を拠点として、関係機関・団体からなるデャレンジ支援流です ワークを設置し、起業を目指す女性の支援講座、就職セミナー、NPO などの企画提案によるチャレンジ支援講座の 開催などを行っています。

- \*8…「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しと、今後の課題について協議し、「宣言」及び 10 項目からなる「決議」が採択されました。
- \*9…憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しています。
  - 行動指針では、企業や働く者の効果的な取り組み及び国や地方公共団体の施策の方針を示しています。
- \*10…3 歳までの子を養育する労働者について短時間勤務制度(1 日 6 時間)を設けることを事業主の義務とすること、介護のための短期休暇制度を創設すること、父母が共に育児休業を取得する場合、1 歳までの間に 1 年間育児休業を取得可能とすることなどが定められました。

### 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布 昭和22年 5月3日施行

(基本的人権の享有と本質) 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国 民に与へられる。

(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重) 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公 共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、 最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、 信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経 済的又は社会的関係において、差別されない。 [2、3項略]

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等) 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が平等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 に関する条約

. 1979 年(昭和 54 年)国際連合採択 1981 年(昭和 56 年)発効 1985 年(昭和 56 年)発効 1985 年(昭和 60 年)日本国批准

この条約の締約国は、 国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並び に男女の権利の平等に関する信念を改めて確認している ことに留意し、

に男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないもの人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及よることができることを定していること並びにすべての人は性にる者にの権利をび自由を享有することができることを宣していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有についることに留意し、一人権に関する事務を負っていることに留意し、一人権に関する事務を負っていることに留意し、

し、 国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、 更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の 平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、 しかしながら、これらの種々の文章にもかかわらず女 子に対する差別が依然として広範に存在していることを

憂庸]

憂慮し、 女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊等のの事面の原則に反するものであり、女子が男子と平野の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動の条件で管害となるものであり、社会及び家族の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを想起し、 第乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が必にといます。

利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重すること が、社会の進歩及び発展を促進し、いいて 全な平等定機ででは、するで発展を促進し、ないし、 全な平等定義な展、世界の福祉及び平等の条件で最大限 国の合う分野においてなりであることを確認し、 あらゆるるとを必要としていることを確信し、全には認め要し、 参加することを必要としていることをを従来完全には認め 家族の福祉及びた女子の発きな貢献、母性の智慧を られていて家庭及び子の発きなすが、一般他とも留意べた に対するなける女子の代謝が差別の根拠となる責 に対するなける女子の役割が差と会にはない。 に対するとが必要によりる事ととを認識し、 ではなく、必要であることを認識し、 ではなくが必要であることを認識しいの役割を 負 社会及び家庭における男子の伝統な りたともに変更することが男女の完全な平等の達成必必要 とともに変更することが男女の完全な平等の達すのととともに変更することが男女の完全なア

社会及び変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、 女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることも決害して とを決意して

次のとおり協定した。

## [第1部]

### 第1条

第1余 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、 女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段 により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。 (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な 法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、

かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その

他の適当な手段により確保すること。
(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所為から他の公の機関を通じて差別となるいかなる行と。慣行は女子を外に保護することを確保する。とは一位、かつ、公の当局及び機関がこの義務に保護することを確保することを確保することをでは、かつ、公の当局及び機関がこの義務に任何人、団体又は企業による女子をとること。(e) 個人、団体又は企業による女子をとること。(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則の政情行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。 立。 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を記る。 法を含む。)をとる。

- 第4条 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的 とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定 義する差別と解してはならない。ただし、その結果と していかなる意味においても不平等な又は別個の基準 を維持し続けることとなってはならず、これらの措置 は、機会などが過の平等の目的が達成されたときに廃
- 止されなければならない。 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置 (この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差 別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置を執

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の散廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。 (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性について適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## [第2部]

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- を有りる権利 (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並び に政府のすべての段階において公職に就き及びすべ ての公務を遂行する権利 (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府 機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の 活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件 でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当 な措置をとる。

- 第9条 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

[第3部]

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。 典せ及び初まれたいは

る。 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専「月教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなけばがよいながよいない。 (a)

及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
(e) 継続教育計画く成人向けの及び実用的な識字計画を含む。) 特に、男女間に存在する教育上の格差を出来る限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を 享受する機会

- 第11条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての 適当な措置をとる
  - すべての人間の奪い得ない権利としての労働の 権利

利を確保するため、つさのことを目的とする適当な指置をとる。
(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励するこ

と。(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

- 第12条 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に 次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び 社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃する

ためのすべての適当な措置をとる。
(a) 家族給付についての権利
(b) 銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信

の 歌行員と言う、 はっている 用についての権利 c) レクリエーション、スポーツ及 における文化的活動に参加する権利 スポーツ及びあらゆる側面

第14条 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及びで家 族の経済的生存のために果たしている重要な役割()を 務に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約 の適用を確保するためのするとして、農村の女子の適分の書と がの開発に参加することを及びその開発から生農村の好きとして、農村の開発に参加するととを目的として、農村の好きとを受けることを確保するためのすべての適当ながとなるといまりまで、これらの女子に対して次の権権を確よする。 (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施 に参加する権利 (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、 カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権

社会保障制度から直接に利益を享受する権利

- 享受する権利

- する権利 (f) あらゆる地域活動に参加する権利 (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技 術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに 入植計画において平等な待遇を享受する権利 (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び 水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する を発利

### [第4部]

### 第 15 条

締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を

認める。 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の 法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。 特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理するもい。 特に、き女子に対して男子と平等の権利を与えるもい。 ととにつき女子に対して男子とですべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文章

が 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の 自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として

次のことを確保する。
(a) 婚姻をする同一の権利
(b) 自由に酉己偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責

亻

任(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。 (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を持って決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

刊 (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに 類する制度が存在する場合にはその制度に係わる同 一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利 益は至上である。 (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選

金はま工、ので、 (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。) (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻長低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

### [第5部]

第17条 第17条 第17条 上のの大きに関東するに関連などの大きに関連などののはという。との大きの大きののはと35をできるがあるがは多いである。ののにという。18人の、35をできるは、こののでは、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができるが、35ができんが、35ができんが、35ができんが、3

の景を侍に指名された者をもって委員会に選出された 委員とする。 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、 最初の選挙において選出された委員の内9人の委員の 任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長により くじ引きで選ばれる。 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批

5 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35 番目の力 推又は加入の後、2から4までの規定に従って委員の選挙は、2年の規定に従って委員の名人の まって要員会のを受けている。 期は、2年で終了長によりくじ引きでの表し、2人の は、委員会の委員長によりくじ引き会別である。 7 締終遂行することがで表した場合とし、その国の 務を補充するため、で委員会のを条件としての国の 病を補充するため、家を任命を会別でを表しての国の 素を補充するため、家を任命を会別である。 8 要性を関連合の委員は、まりの条約に定める。 要性を、国際連合の表別に必要な職員及び便益を提出する。 9 下海では、まりに必要な職員及び便益を提出する。 8 を発して、といるの条約に定めるを表別に必要な職員を必要な職員を必要な職員を必要な職員を必要な職員を必要な職員を必要を提出する。

第18条 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することなる。

とを約束する。 (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時

(a) ヨロストリカー から1年以内 (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が のでしている。 要請する時。 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影

響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

季員会は、手続規則を採択する。 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて 毎年国際連合総会に報告するものとし、又、締約国か ら得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な 性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案 及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見が ある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載

する。 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定に実施についての検討に際し、代表を出す

権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の 範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告 を提出するよう要請することができる。

### [第6部]

第23条

スタンス この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定 であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を

(a) 締約国の法令

締約国について効力を有する他の国際条約又は 国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全 な実現を達成するためのすべての必要な措置をとること

第25条

- この条約は、すべての国による署名のために開放し ておく
- 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定

される。この条約は、批准されなければならない。批准書は、

国際連合事務総長に寄託する。 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加人は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- **第 20 余**いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
  国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置がある時は、その措置を決定する。

- 第27条 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合 事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ず
- る。 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた 留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認め
- られない。 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、 その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

- この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で 交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当 事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請 事」の管請以内に仲裁の組織について紛争当事国も、 意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、 意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、 を付 まることができる。 条約への加入の際に、1の規定に拘束されないすな留保 条約への加入の際に、1の規定に拘束されないする留保 を付した締約国との関係において1の規定に拘東されない
- ない。 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を等しく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの 条約に署名した。

# 男女共同参画社会基本法 平成 11 年法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている

っている。 このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であ

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念 を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地 方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する 取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制 定する。

### 第1章 総則

(目的) 第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)
;2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
— 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利せた真母オスニレができ、かつ、共に責任を担うべ

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。 一積極的改善措置前号に規定する機会に係わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重) (カタの人権の母単) 第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的 取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮 する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重 されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

(社会における制度又は慣行についての配慮) 第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画) 第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対 等な構成員として、国若しくは地方公共団体における 政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共 同して参画する機会が確保されることを旨として、行 われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立) 第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男 女が、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家 族の介護その他の家庭生活における活動について家族 の一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以 外の活動を行うことができるようにすることを旨とし て、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、 男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ なければならない。

(国の青経)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参 画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」

という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。) を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務) 第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな

(法制上の措置等) 第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- (千代報日寺) 12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策についての報告を提出しなければな 第 12 条
- 政府は、毎年、前項の報告に係わる男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的施策

- (男女共同参画基本計画) 513条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければな 第13条

「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
こ 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱 一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関するを変を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 
3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同が直接を下で、男女共同が直接を表すい。前項の規定による閣議の決定があったとさればならない。 
5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

- (都道府県男女共同参画計画等) 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都 道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければな らない
- 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項につ
  - いて定めるものとする。 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 大綱
- 大綱 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域のおける 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域にわいる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したとは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たりての配慮) 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置) 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参加社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のための必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調香研究)

(調査研究) 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参 画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に 必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置) 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援) 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共 同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する ため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように 努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 - 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規 定する事項を処理すること。 一 市号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係 各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の 運で前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係 各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成 運で調査審議すること。 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、係各 性に対し、意と記めるときば、こ人を があると認めるときば、方関総理大臣及び関係 臣に対け、実施する男な共同参画社会の形成の促進にが 関する施策の画社会の形成に及び政府が追り 男女共同参認めるときば、こと。 関すな地に対し、意見を述べること。

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内を持って組織 する。

(議長) 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

- (酸貝) 25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。 内閣官房長官以外の国務大臣の内から、内閣総理 大臣が指定する者 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す

- 一 男女共同参画性会の形成に関し優れた誠見を有する者の内から、内閣総理大臣が任命する者 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

- 第26条 前条1項第二号の議員の任期は、2年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とす
- る。 前条第1項第二号の議員は、再任されることができ

- (資料提出の要求等) 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任) 28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要の事項は、政令

で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止) 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7 号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

- (施行期日) 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日) 一略 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

- (委員等の任期に関する経過措置) 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる 従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員 をある者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当 該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの 法律の規定にかかわらず、その日に満了する。 一から十まで 略 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律 で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日) 第1条 この法律(第2条及び第3条除く。)は、平成13 年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。 (以下略)

## 埼玉県男女共同参画推進条例 平成 12 年埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の懈廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。 特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念に分とらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、別の概念に分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

現が重要である。 兄が重奏である。 ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力有る21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本 理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、 並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要 な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的か つ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の 実現に寄与することを目的とする。

(定義)
2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自身の意志によって社会のあらゆる分野におが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受工 積極的格差是正措置 前号に規定する機会内に係わる男女間の格差を是正するため必要な範囲内に表明ないて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を制るとをいう。

 セクシュアルでよって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

- (基本理念) 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊 (3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としてい時 厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的 であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けない こと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他 の男女の人権が尊重されることを旨として、行われな ければならない。
- 明女共同参画の推進に当たっては、性別による固定 的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が 男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を 及ぼすことのないよう配慮されなければならない。 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の 団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して 参画する機会が確保されることを旨として行われなけ

刑はならない。 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相 互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護そ の他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨 として、行われなければならない。 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関 する健康と権利が尊重されることを旨として、行われ

ればならない。

県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業 者及び県民と連携して取り組むものとする。 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調 整し、及び推進するために必要な体制を整備するとと もに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとす

(事業者の責務) 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する ように努めなければならない。

(県民の責務) 第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならな

地域社会等におい

(性別による権利侵害の禁止) 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意) 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別に よる固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長 し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行 わないように努めなければならない。

(県の施策等)

- (県の施策等) 第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同をして、との世界ではいる。

  - ・男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な 事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題につい ての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- (埼玉県男女共同参画番巌云) 第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項に おいて「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に 資するために、次に掲げる事務を行う。 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する 基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議す

(総合的な拠点施設の設置) 第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を 実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の 取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するも のとする。

- (基本計画の策定) 第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものと

に関する施策の大綱 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必 要な事項

知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の 意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならな

- い。 知事は、基本計画を策定した時は、速やかにこれを 公表するものとする。
- 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

- (苦情の処理) 第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を同参画と認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学するもの(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとす。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定 める。

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、 第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

平成13年法律第31号 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の教者が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

ている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制 定する。

### 第1章 総則

- (定義) 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう、以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等力と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする
- する。この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
- (この法律において「依書者」とは、配偶者からの恭力を受けた者をいう。 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み 「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務) 第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防 止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、 その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

- (基本方針) 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣 及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項におい て「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (以下この条並びに次条第1項及び第3項において 「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条 第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基 本計画の指針となるべきものを定めるものとする。 一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る基本的な事項

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項。主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。主教大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した主教大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
- 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- (都道府県基本計画等) 第2条の3 都道府県 (仰坦村県基本計画等) 52条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下 この条において「都道府県基本計画」という。)を定め なければならない。
- 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町

村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この 条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう 努めなければならない。

努めなければならない。 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

- (配偶者暴力相談支援センター) 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談 所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者 暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにす
- 暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行るまった。

- 情報のによって、 を行うこと。 : 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、 では同生労働士氏が定める基準を満たす者に委託して
- 又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して
- 行うものとする。 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに 当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体と の連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等) 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指 導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護) 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保 護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

- (配偶者からの暴力の発見者による通報等) 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの暴力(配偶る。以下この章におを記した者は、その旨を発見した者は、その旨を発見した者は、その旨を発見した者は、その旨を持ちない。 四間最初相談支援センター又は警察官に通報するより、配偶者からの暴力によって何い。と記めらの暴力によって負傷して疾病にか配のを療関係者は、その業務を行うにか配偶者を発見したとき記めらながる者を発見したとき官に通報を記したがのたと認めら技程センター又は警察官は、通報を記している。この場合においる。この秘密漏示罪の規定により通報することを妨げるものと解釈してはない。
- 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての 説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨する

ものとする。

(警察官による被害の防止) 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の怯令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助) 第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長く道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者からの援助を受けたいもの場合による被害を自ら防止するための援助を受けたい当該配偶者からの多けたい当時の申出があり、そ力を受けている者によりを自該家公安委員会規則で定めるところによりによる被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援) 第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

(被害者の保護の)にめの関係機関の連携協力) 第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、 福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の 関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その 適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら 協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理) 第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職 員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受け たときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める

### 第4章 保護命令

(保護命令)

前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令 の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力

- が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の命号に掲げるいずれの行為もしてはならないとを命ずるものとする。

  一面会を要求すること。

  こその行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

  芸者しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除さ、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- ものとする。 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満 の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該 親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合 にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限 り、することができる。

(管轄裁判所)

- (管轄裁判所) 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができ

。 申立人の住所又は居所の所在地 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地

- (保護命令の申立て) 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する場かとの配偶者がら受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる

申立ての時における事情 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする関を 一 第10条第3項の規定による命令の申立てを子とをする関を 一 高にあってを子とを子とをるに関することを で配偶をと面当該の時におりを会必必要 一 第10条第は受ける。 一 第10条第は原本のでは、 一 第10条第はには、 一 第10条第はとをする。 一 第10本でのは、 一 第10本では、 日 第10本では、

- び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容 ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 内容 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号 イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申 立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項に ついての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明 治四十一年法律第五十三号)第58条ノ2第1項の認 証を受けたものを添付しなければならない。

(汛凍な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- (保護命令の申立てについての決定等) 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする
- する。 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力 力相談支援をンターの職員に対し相談し、又立書に掲して、 は保護を求めた事実があり、かつ、早立書に掲し当該 事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲いて、 事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速や計に保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に対して、 保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立当と大き、 新が記載された配偶者暴力相談を接とと支援を が書に以上ある場合にあっては、護を求めた日時が し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時がる し相談し、又は援助若しくは保護を求めた通知するも のとする。 には、執行力を有しない。

- 第16条保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさ
- ない。 即時抗告があった場合において、保護命令の取消し の原因となることが明らかな事情があることにつき疎 明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、 即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保 護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記 録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を 命ずることができる。 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による

命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項 から第4項までの規定による命令が発せられていると きは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなけ

前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立

- (保護命令の取消し) 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命から三号の規定による命令が効力を生じたのに記した後において、同条第1項第2日は同号の規定した後において、同条第1項第2日はでによる命令にあっては当該命令が効力を生じたのの自己による命令にあっては当該の令が効力を生じた者が申した後において、これらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したとき、2 前条第六項の規定は、第10条第1項第一号の申立に
- 同様とする。 前条第六項の規定は、第10条第1項第一号の規定に よる命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令 を取り消す場合について準用する。 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場 合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立

- 第 18 条

(事件の記録の閲覧等) 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この間りでおい この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証) 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄 区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を 行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務 局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事 務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせること ができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この怯律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関す

る手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等) 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に 努めるものとする。

(調査研究の推進等) 第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のた めの指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるた めの方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保 護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとす

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

- (都道府県及び市の支弁) 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しな ければならない。

  - 「ればならない。 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる 費用を除く。) 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が 行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣 が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含

- か定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用 む。)に要する費用 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用 3 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町 村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して 行う場合を含む。及びこれに伴い必要な事務に要す
- る費用 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人 相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければなら

(国の負担及び補助)

- (国の負担及び補助) 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が 前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第 一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の 五を負担するものとする。 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費 用の十分の五以内を補助することができる。 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

- 第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は 百万円以下の罰金に処する。
- 530条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条 第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の

適用については、これらの規定中配偶者暴力相談支援 センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討) 第3条 この法律の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。

附 則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過 した日から施行する。

(経過措置)

(経過措置) 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。 1日法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対するの担定をな攻撃であって生命するでは身体にだまる改正後の社律にな攻撃であって生命するにで活力を改正後の記律による改正後の記律による改正後の事果力の防止及び被害者の保護に関する法律による命令の申立て(この法律の施行後最初に支いのに限る。)があった場合におる新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討) 第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年 を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加 えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる ものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置) 2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規 定による命令に関する事件については、なお従前の例 第2条 による。

# 雇用の分野における男女の均等な機会及 び待遇の確保等に関する法律(抄) 昭和 47 年法律第 113 号

第1章 総則

(目的) 第1条 この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

(基本的理念) 第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

(各発行動) 第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

- (男女雇用機会対等対策基本方針) 第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となる べき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。 一男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活

- の動向に関する事項 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 確保等について講じようとする施策の基本となるべ
- 意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものと する。 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を
- 定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものと
- する。 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の 変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及 び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

- (性別を理由とする差別の禁止) 第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、そ の性別にかかわりなく均等な機会を与えなければなら
- 6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。 労働者の配置 (業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの 三 労働者の職程及び雇用形態の変更 加 退職の知程 定任及78級定述でに労働却気の事業

退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置) 第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事性を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性生別を理由とする差別となるおそれがある措置と置の対象となる第一次で定めるものについては、当該書との性質に照らして当該措置の実施が当該業系の性質に照らして当該措置の実施が当該業系の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に場合とでもはならない。 講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

(女性力)側名に除る指直に関する特別 第8条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁

- 第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は 出産したことを退職理由として予定する定めをしては ならない。
- ならない。
  2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
  3 事業主は、女の雇用する女性労働者が妊娠したこと、解雇したこと、労働基準法 (昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同条第2項の規定による休業をしたことの他の妊娠又は出産に関する事由であつで足当のものを理由として、当該女性労働者とで解雇そのもの不利益な取扱いをしてはならない。
  1 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しなった性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。申してよる解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

- (指針) 第 10 条
- (指針) (指針) (1) 条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び 前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、 事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変 更について準用する。この場合において、同条第4項 中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とある のは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

- 用管理上の措置) 第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、まされることのないまう、当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者の整備その他の雇用管理上必要な体制の整備その他の雇用管理上必要なければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講すべき措質に関して、その適切かつ有効な実施を図るを定必をおければならない。 2 原生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措質な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項のは、が、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- (妊娠中炎に山産後の健康責任に関うる指置) 12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、 その雇用する女性労働者が母子保健法 (昭和 40 年法 律第 141 号) の規定による保健指導又は健康診査を受 けるために必要な時間を確保することができるように しなければならない
- 5.13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定
- めて必要な指揮では、 があるものとする。 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び 変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第三節 事業主に対する国の援助

- 第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことがで
  - きる。 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状
  - てい雇用、るカ関目が配置でいる雇用に関する状況の分析 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の

  - が 前号の計画で定める措置の実施 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備 加 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

### 第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決) 5 15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条 及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採 用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出 を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者 及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする 当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をい う。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な 解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例) 第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1 項、第12条及び第13条第1項に定める事項について の労働者と事業主との間の紛争については、個別労働 関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成13年法律 第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条ま での規定は適用せず、次条から第27条までに定めると ころによる。

(紛争の解決の援助)

- (約争の解決の援助) 第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

### 第2節 調停

- (調停の委任) 第 18 条 都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争 (労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)につ いて、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。) の双方又は一方から調停の申請があつた場合において 当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第 1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に 調停を行わせるものとする。 2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場 合について準用する。

(調停)

- (副序) 第 19 条 前条第1項の規定に基づく調停(以下この節 において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があら かじめ指名する。 第 19 条

- 第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
- 第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。
- 第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対し その受諾を勧告することができる。
- 523条 委員会は、調停に係る紛争について調停による 解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切る
- ことができる。 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたとき は、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

(時効の平断) 第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

(訴訟手続の甲止) 第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の 紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属す る場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由が あり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、 受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中 止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が 実施されていること。 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停 によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すこと ができる
- ができる。 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申 し立てることができない。 3

(資料提供の要求等)

26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることがで 第26条

(厚生労働省令への委任) 第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し 必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第4章 雑則

(調査等)

- 第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者の それぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施する
- 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政 地域関係を対し、資料の提供をの他必要な協力を求めることができる。 原生労働大臣は、この法律の施行に関する。
- 原生労働大臣は、この法律の施行に関し、都 知事から必要な調査報告を求めることができる。

- (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告) 第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要が あると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、 又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令 で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長 に委任することができる。

(公表) 530条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9 530条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9 条第1項から第3項まで、第11条第1項、第12条及 び第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、 前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その 旨を公表することができる。 第30条

(船員に関する特例)

- (船員に関する特例) 531条 船員職業安定法 (昭和23年法律第130号) 第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第4条第1項延びに 同条第4項及び第5項(同条第6項、第10条第2項、 第11条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第11条第2項、第13条 第2項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国 第2項、第11条第3項及び第13条第3項において準 田する場合を含む。) 中 (学働政策 ※第3項において準 田する場合を含む。) 中 (学働政策 ※第3項において準 第 31 条 工文通大臣、第10条第月0頃(同条第6頃、第10条準用文面、第11条第3項及び第13条第3項において準は用する場合を含む。)中「労働政策審議会」と、第9条第2項、第12条政び第29条第2項、第12条英のは「第9条第2項、第9条第2項中「第6条第3項を対策29条第2項中「第9条第3第65局域では、1個工工十二年法律第四十人同項と表別項の規定による体業をしたこと」と、第5条第2項の規定による体業をしたこと」と、第6条第1項の規定による体業をしたこと」を第1条第1では、第12項で、第18条第1項及び第29項で、第2項中「都道府県労働局長」と、第5条第1項中「都道府県労働局長」と、第5条第1項の紛争調整委員会(以下「セル」員候第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により読み時間とは、適用しない。

前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停第員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県輸局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれる地方運輸局展で運輸監理部を含む。)が置かれる地方運輸局保護理部を含む。)が置かれる地方運輸に傾している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」とあるのは「当該調停」が取り扱っている」とあるのは「当該調停」とあるのは「第31条第3項が高等27条中「この節」とあるのは「第31条第3項が高等」と、第27条中「この節」とあるのは「国土交通省令」と、第27条中「この節」とあるのは「国土交通省令」

と読み替えるものとする。 (適用除外)

32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第 2章第2節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立 第 32 条 2章第2節の規定は、一般職の国家公撈員(村足海上行政法人等の労働関係に関する法律(昭和 23 年法律第257 号)第2条第四号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和 26 年法律第299 号)の適用を受け、 る裁判所職員、国会職員法 (昭和22年法律第85号) の適用を受ける国会職員及び自衛隊法 (昭和29年法 律第164号)第2条第5項 に規定する隊員に関しては 適用しない。

笛五音 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、 虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

省略

(最終改正:平成20年5月2日)

### 入間市男女共同参画推進条例 平成 22 年条例第 1 号

男女共同参画社会基本法は、男女が互いにその人権を 尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、そ の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参 画社会の形成についての基本理念を明らかにし、その方 向性を示しています。

同性を示しています。 入間市においては、平成9年の「いるま男女共生プラン」の策定を始めとして、「男女共同参画都市」の宣言、入間市男女共同参画推進センターの開設など、様々な取り組みを着実に性めています。 しかし、「男女は一般強く、男女が個人として対なく社会慣行は依然として根強く、男女が個人として対容には、多くの課題が残されています。また、少子高齢化、国際化、情報化等、多様な社会の変化により、男女共同を開社会の実現に向けたより一層の努力が求められています。

### 第1章 絵訓

(目的)

(目的) 第1条 この条例は、市における男女共同参画の推進に 関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務 を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関す る市の施策の基本的な事項を定めることにより、当該 施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参 画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義) 第 2 条

- (定義) § 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女を記がいる活動に参画する機会が確保され、もって男女を記ができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう

- ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
  3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
  4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。)からの身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える言動ないう
- をいう。 ) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は 事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者を
- が 事業者等 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人、法人及び市民活動団体その他の団体をいう。

(基本理念) 3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に

- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。
  (1) 一人ひとりが互いを大切にし、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
  (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選出できること。

  - (5) 国際社会における取組を十分理解して行われること。

- (市の責務) 4条 市は、前条の基本理念に基づき、男女共同参画 の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務
- を有する。
  市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者 等と協力し、かつ、連携を図るよう努めなければなら ナンレン
- です。 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方 公共団体と協力し、かつ、連携を図るものとする。

(市民の責務)

- (市民の責務) 第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、 あらゆる分野における活動への男女の平等な参画の機 会を確保するなど男女共同参画の推進に取り組むよう 努めるものとする。 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施 策に協力するよう努めるものとする。

- 、要素自立の頁務) 6条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、雇用 及び活動における男女の平等な機会と待遇を確保する など男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものと する。
- 事業者等は、事業活動を行うに当たって、仕事と家庭 生活の調和のとれた職場環境を整備するよう努めるも
- のとする。 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- (性別による権利侵害の禁止) 第7条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。 2 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 3 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意) 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、 又は連起させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

### 第2章 基本的施策等

(基本的施策)

- (基本的施策) 第9条 市は、男女共同参画の推進に関し、次に掲げる 基本的施策を行うものとする。 (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参 画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事 業者等と協力し、積極的改善措置が講じられるよう 努めること。 (2) 政策、方針等の意思決定過程における男女共同参 画を推進するため、必要な措置を講じること。 (3) 学校教育その他のあらゆる分野の教育における 男女共同参画を推進するため、必要な措置を講じること。

  - こと。 ・) 家族を構成する男女が家庭生活の活動とその他の活動を両立することができるように必要な支援を
  - の活動を両立することができるように必要な支援を 行うこと。 行うこと。 バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為の防止 に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、 必要な支援を行うこと。 う) 市民及び事業者等に対し、性別による固定的な役 割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させ 及び独力を求めていくこと

  - る表現业いに適度の性的な表現を用いないよう理解 及び協力を求めていくこと。 ?) 男女共同参画に関する調査研究を行い、市民及び 事業者等に対して情報の提供を行うこと。 3) 男女共同参画の推進に関する施策に対する市民 及び事業者等の理解を深めるために、広報活動の充 実を図ること。
  - ) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及び その積極的な活用を図ること。

- (基本計画) 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第15条の入間市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを 公表するものとする。 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 11 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施 策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公 表するものとする。

(施策の推進体制の整備) 第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進 するために必要な体制を整備するものとする。

(意見等の申出) 第13条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参 画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響 を及ぼすと認められる施策に関し、意見等を市長に申し出ることができる。 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係

機関と連携し、これに適切に対応するものとする。

(拠点施設) 第 14 条 市は、入間市男女共同参画推進センター(入間市男女共同参画推進センター条例(平成15年条例第33号)に基づき設置された施設をいう。)を拠点として、男女共同参画の推進に関する施策を推進するものとす

### 第3章 入間市男女共同参画審議会

(審議会の設置) 第15条 男女共同参画の推進に資するため、入間市男女 共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じて、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

第17条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知 識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨 げない。
- 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (会長及び副会長) 第19条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選
- 319 余 番職会に、会長及び副会長を直さ、委員の互選により定める。 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、 その職務を代理する。

- 第20条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長と
- なる。 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を 開くことができない。 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可
- 否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 審議会の庶務は、市民部自治文化課において処 理する。

### 第4章 雑則

(委任) 第 22 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- (入間市女性問題協議会条例の廃止) 入間市女性問題協議会条例(平成4年条例第21号)は、

(経過行直) 3 この条例の施行の際現に定められている「第2次いる ま男女共同参画プラン」は、第10条の規定により策定 された基本計画とみなす。 (入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正)

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を 次のように改正する。 〔次のよう〕略

則(平成23年条例第9号)抄 (施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 入間市男女共同参画推進センター条例 平成 15 年入間市条例第 33 号

(設直) 第1条 男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分か ち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分 に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた施策を 推進するため、男女共同参画推進センターを設置する。

第2条 男女共同参画推進センターの名称及び位置は、 次のとおりとする。

W024072 7 0°				
名称	位置			
入間市男女共同参画 推進センター	入間市豊岡四丁目2番2号			

(施設)

第3条 入間市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)の施設は、別表のとおりとする。

- (業務) 4条 センターは、男女共同参画社会の形成に係る次 第4条

- 会議室その他設備の提供に関する
- その他必要な事業

(職員) 第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(休所日)

(MMTロ) 第6条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月 3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めると きは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けること ができる。

(開所時間) 第7条 センターの開所時間は、午前9時から午後9時 30分までとする。ただし、市長がセンターの管理上必 要があると認めるときは、これを変更することができ

- (使用者の範囲) 第8条 センターの会議室及び設備(以下「会議室等」 という。)を使用できる者は、次のとおりとする。 (1) 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市において 男女共同参画を推進する団体 (2) 公用で使用する者 (3) その他市長が特に認める者

- 第9条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ 市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項 を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において、センター の管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消)

(第19、00年) 第10条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わ

- ない。 (1) 許可申請に偽りがあったとき。 (2) 会議室等を損傷するおそれがあると認められる
- (3)この条例又はこの条例に基づく規則に違反した
- とき。 とき。 その他センターの管理上支障があると認められ (4)

(使用料)

11条 センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用料は、無料とする。 第11条

(原状回復)

第12条 使用者は、会議室等の使用が終わったときは、 速やかに当該会議室等を原状に復し、かつ清掃をしな ければならない。また、第10条の規定により会議室等 の使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

第13条 自己の責めに帰すべき理由により施設等を破損 し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長 が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で 定める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係) 施設名

心成名 会議室、こども室(授乳コーナーを含む。)、資料閲 覧室、展示交流室、相談室 1、相談室 2、相談室 3